

高槻市立春日ふれあい文化センター
照明設備LED化改修仕様書

1. 業務名称 高槻市立春日ふれあい文化センター照明設備LED化改修

2. 履行場所 高槻市立春日ふれあい文化センター
高槻市春日町2番1号

3. 業務目的

脱炭素社会に向け、CO2排出量等環境負荷の削減が求められているなか、公共施設等の照明をLEDへ改修することで大きなエネルギーの削減効果が見込める。主要メーカーが蛍光灯の生産を令和9年までに生産中止となることから、LEDへの切替えを行っていくことを目的として、施設の省エネ化を図るものとする。

4. 業務内容

- ① 添付配灯図及び照明リストに掲げる照明器具をLED照明器具に更新
- ② ①に伴う撤去器具、廃材などの処分
- ③ ①②にかかる作業計画書の提出
- ④ 消防等の諸官庁手続き一式
- ⑤ 各書類の作成

5. 工期

契約締結日から令和9年3月31日まで

6. 一般事項

- ① 本修繕業務に関係する関連法令を遵守すること。
- ② 本修繕業務は本仕様書及び下記図書に従い、適正に修繕すること
国土交通省官房官庁営繕部監修
公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編） 最新版
公共建築設備工事標準図（電気設備工事編） 最新版
電気設備工事監理指針 最新版
公共建築改修工事標準仕様書 最新版
- ③ 工事完了後、市職員立会いの下、完了検査を行うこと。
- ④ 完了検査の指摘事項については履行期間内に手直しを行い、手直し終了をもって検査合格とする。
- ⑤ 本修繕業務により発生する撤去品、その他廃棄物の運搬・処分は関係法令を遵守し、適正に処理すること。
- ⑥ 本仕様書に定めのない事項については、その都度市と協議し取り決めること。

7. LED の仕様

- ① 原則として器具の交換とする。但し、意匠性及び器具交換による石綿含有工事となる場合、特注器具等の制作が必要となる場合に関してはランプ交換も認める事とする。
- ② 照明器具等は、JIL5004「公共施設用照明器具」の「ベースライト形」「ダウンライト形」「高天井形」それぞれに登録対応機種を持つ国内メーカーの製品とすること。（公共施設用照明器具に機種設定のない LED 直管ランプ等及びその他 LED 照明についても同様に上記登録対応機種を持つ国内メーカーが製造した製品とすること。）
- ③ 照明器具等は、ISO9001（品質）の認証取得工場で製造された製品とする。
照明器具等は、ISO14001（環境）の認証取得工場で製造された製品とする。
- ④ 既設照明器具が防雨・防湿・防塵・調光器具の場合は、同等以上の性能を持つ器具を設置すること。
- ⑤ 照明器具の保証期間は 2 年とし、保証期間内 については交換費用も受注者において負担するものとする。
- ⑥ 保証期間内に照明器具の不具合が発生したときは、迅速かつ適切に物品の取替、代替及び修理等を行うこと。
- ⑦ 詳細については、添付「照明リスト」を参照すること。【ランプ交換】と記載しているものについては器具本体を残してランプ交換を可とする。必要に応じてバイパス工事を行うこと。
- ⑧ LED 照明器具は添付「照明リスト」の型番を参考として、要求水準同等以上のものを選定すること。
- ⑨ 一体型ベースライトに関して、電源はユニット側に内蔵されている仕様であること。
- ⑩ LED 照明器具は添付「照明リスト」に示す性能（定格光束、定格消費電力、発光効率）を有する LED 照明器具を選定し、事前に発注者の承認を得ること。なお、仕様承認については、概ね契約から 1 か月以内に仕様の確認できる資料を添付して承認を得ること。要求水準同等以上の性能を満たさない LED 照明器具は原則認めないものとする。
- ⑪ 協議により定格光束、定格消費電力を変更する場合は発光効率が悪くならないこと。
- ⑫ 本事業は省エネ化を目的とした改修であるため、原則として示している全体の消費電力が要求水準の値を上回らないこと。

8. 作業計画書の作成

下記に事項について市と十分協議を行い、作業計画書に反映すること。

- ① 安全管理確保に必要な措置
- ② 施設運営に必要な措置
- ③ エリア・部屋ごとの工程表・停電期間
- ④ 作業に伴う足場の設置場所及び設置期間
- ⑤ 資材の搬出入経路や車両の駐車場所、資材置き場等
- ⑥ 既設照明器具、廃材の撤去後の処分方法

9. 作業条件等

① 施設としての配慮

本施設は、日常的に青少年から高齢者まで幅広い市民が利用する施設であることから、工程や停電期間等の調整にあたっては十分留意すること。

② 作業日時

平日の9時から17時を基本とする。市と協議し、作業時間を決めること。

③ 資材置場

協議して定める。

④ 駐車スペース・廃棄コンテナ

協議して定める。

⑤ 別工事との調整

年度内に下記内容の工事を予定しているため、駐車スペース・廃棄コンテナ・作業ヤードの取り合いや工程などについて必要な調整をすること。

- ・屋上防水改修（8月下旬頃から年度末まで）
- ・空調設備改修（8月下旬頃から年度末まで）

10. 更新前の確認

更新前の施設側の不具合については受注者の責任は問わないものとするが、下記①～④の項目について更新前にも確認を行い、市に報告書として提出すること。

① 設置状態確認

② 点灯状態確認

③ 絶縁抵抗測定

更新する照明回路について測定すること。

④ 照度測定

既存照明器具の照度について事前に測定すること、照度の測定位置及び測定方法については、発注者と協議の上、決定するものとする。

11. 作業時の注意事項

① 工事着手前に事前調査を行い、更新内容の確認を行い、市職員に確認を行うこと。

② 照明器具の設置については、使用する照明器具メーカーの据付要領を準拠すること。

LED器具の支持については既設支持材（吊りボルト等）の再利用も含めて適切に行うこと。ただし、劣化が認められる場合は支持材の更新を行うこととする。必要に応じて適切な落下防止措置を行うこと。

③ 埋込型照明器具を更新する場合は、既設照明器具の埋込寸法による隙間が生じないように処置を行うこと。また、露出型照明器具を更新する場合は、既設照明器具の取付跡については可能な限り清掃を行うとともに取付跡が見えないように配慮すること。

④ 照明器具位置を変更した際には器具取付穴や既存配線穴等が残る場合は補修を行うこと。

⑤ 撤去や配置換えを行った天井面等における器具設置穴等については、適宜、補修を行うこと。

（配線孔跡等についてはブランクプレート等による補修、ダウンライト等の埋込穴跡については

リニューアルプレートによる補修を行う)

- ⑥ 既存LED器具を残置とする場合は、既設ランプの色合いに合わせた器具を選定のこと。
- ⑦ LED更新作業に際して、既設天井ボードに開口を開ける必要がある場合、アスベストについてはみなし対応・処分とすること。
- ⑧ 作業中は粉塵の飛散に十分注意をし、必要な養生を行う。机や椅子等の移動が必要な場合については、市と協議すること。
- ⑨ 作業完了後は床等の清掃を行うこと。
- ⑩ 設置作業において発生する軽微な作業や補修等については、本契約の作業範囲内として実施すること。
- ⑪ 作業に伴う電気の使用については、原則として、施設内のコンセントを使用できるものとする。
- ⑫ 撤去のみの照明器具回路やランプを取外し器具のみ残置とする照明器具回路については、分電盤やリレー盤内等の該当回路を切り離すと共に、該当する照明スイッチのブランクプレートへの変更や「器具撤去済使用不可」等の表記を行うこと。対応については市職員と協議の上で行うこと。
- ⑬ 別途工事が予定されている場合は作業ヤードの取り合いや工程等の調整を、適宜、行うこと。

12. 更新後の試験

LED照明に更新後、必ず下記①～④の現地試験を行い、試験報告書として提出すること。

① 設置状態確認

各LED照明が正常に設置され、器具の脱着の恐れがなく、天井材との隙間等がないようにすること。

② 点灯状態確認

各LED照明の点灯確認を行うこと。調光照明については合わせて調光の確認、人感センサー点灯については人感知による点灯の確認を行うこと。

③ 絶縁抵抗測定

分電盤の分岐回路ごとに更新前後の絶縁抵抗測定を行い、照明器具が接続された状態で1MΩを満たしていることを確認すること。但し更新前の測定で基準値以下の場合は、更新後の絶縁抵抗が更新前より低下してなければこの限りではない。

④ 照度測定

各エリア・部屋ごとに照度測定を行うこと、更新前と同じ場所で測定し、更新後の照度が同等以上であることを確認すること。ただし、照度を落とすことを協議で可とした場合はこの限りではない。各エリア・部屋の測定点については、水平面は机上面（共用部は床面）とし、壁や柱と柱の間における各空間内で1カ所程度を目途に測定とする。（広い部屋や共用部の水平面については複数点での測定を行う）

13. 提出書類

下記書類について提出のこと。なお、部数については協議により定める

【着手時】

① 着手届

- ② 現場代理人及び主任技術者届
- ③ 経歴書
- ④ 施工体制台帳・再下請け通知書
- ⑤ 解体等工事に係る事前調査書面（必要な場合）
- ⑥ 内訳書
- ⑦ 工程表

【着手前】 契約後速やかに

- ① 同等品申請書（必要な場合、契約後 1 か月以内）
- ② 更新する LED 照明器具の承諾函
- ③ 作業計画書
- ④ 事前確認報告書（8 項参照）
- ⑤ その他市が必要とするもの

【完成時】 完成後 2 週間以内目途

- ① 完了届
- ② 施工写真（施工前 施工中 完成）
- ③ 設置状況、点灯状況確認書
- ④ 絶縁抵抗測定試験成績書
- ⑤ 照度測定試験成績書
- ⑥ 照明台帳（設置および設置場所・メーカー名・型番・型式など記載のもの）
- ⑦ 照明設備プロット図（器具仕様表記等含む）
- ⑧ 消防等の諸官庁手続き（必要な場合）
- ⑨ 現場週報・作業記録・実施工程表（左記のどれか）
- ⑩ その他市が必要とするもの

14. 添付書類

- ① 照明リスト（数量表、部屋ごと）
- ② 照明設備配灯図

15. その他

契約者又は契約者が本仕様に定める業務に従事するものは、本修繕業務の履行に際し、本市の事務事業に関して、法令等に違反し、又は違反するおそれのある事実、若しくは不当な事実を知った場合は、「高槻市職員等からの内部通報に関する規則」第 13 条に基づき、その事実を本市に通報することができる。なお、契約者は上記について、契約後すみやかに従事する者に周知するものとする。